

リスク管理規程

第1章 総則

（目的）

第1条

本規程は、株式会社Kids Public（以下「会社」という）におけるリスク管理の基本事項を定め、経営の安定および事業の継続的な発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条

本規程においてリスクとは、会社の経営目標の達成を阻害し、または損失をもたらす可能性のある不確実な事象をいう。

第2章 管理体制

（管理責任）

第3条

1. リスク管理の最高責任者は代表取締役とし、全社的なリスク管理を統括する。
2. 重大なリスクの特定、対策の審議、および発生時の対応方針の決定は、代表取締役及び各部門の管理職が行う。
3. 取締役会は、リスク管理体制の運用状況を監督および監査する。

（リスクの評価）

第4条

各部門の管理職は、自部門の業務に潜むリスクを定期的に識別し、その影響度および発生頻度を評価しなければならない。

（リスクへの対応）

第5条

会社は、評価されたリスクに対し、その重要度に応じて適切な対策（回避、低減、移転または保有）を講じるものとする。

第3章 運用および雑則

（個別マニュアルの整備）

第6条

特定のリスク事象への具体的な対応手順については、本規程に定めるほか、個別に整備するマニュアル等に従うものとする。

（緊急時の報告）

第7条

従業員は、重大なリスクが顕在化したとき、またはその兆候を検知したときは、直ちに上長または代表取締役に報告しなければならない。

（再発防止）

第8条

重大な事故等が発生した場合は、速やかに原因を究明し、適切な再発防止策を策定・実施しなければならない。

（改廃）

第9条

本規程の改廃は、取締役会の決議により行う。

附則

本規程は、2026年6月1日から施行する。